

第27回大阪府環境審議会 会議録

開 会 午後2時1分

司会（山本補佐） 長らくお待たせいたしました。ただいまから、第27回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産総務課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、草川環境農林水産部長からご挨拶申し上げます。

草川環境農林水産部長 環境農林水産部長の草川でございます。第27回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変ご多忙のところ、またお寒い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、環境行政はもとより府政の各般にわたりご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議会は、昨年5月に諮問させていただきました地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化につき、専門的見地から部会においてご検討いただいた中間取りまとめにつきましてご審議をいただくこととなっております。

この温暖化問題につきましては、昨年は大阪の真夏日が観測史上最多となる94日間を記録いたしましたほか、台風の本土上陸が史上最多となりますなど、身近なところまでその影響が出てまいっております。また、本日は、くしくも京都議定書の発効日となっております。初めて世界が足並みをそろえて温室効果ガスの削減に踏み出すという人類の歴史に長く記憶される日となります。本日、この場におきまして、今後の大阪府における地球温暖化・ヒートアイランド対策についてご審議いただきますことは大変意義深いことと考えております。温暖化・ヒートアイランド対策は喫緊の課題であり、早急に実効ある対策を講じていかなければならず、そのための制度化につきまして皆様の幅広いご意見を賜りたいと存じております。

本日は、その他にも、温泉部会における決議事項についてご報告をさせていただきます。

どうか本日の審議会が実り多いものとなりますよう、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

司会（山本補佐） 次に、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

本日まで出席の委員ですが、委員定数41名のうち24名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

南会長、よろしくお願いいたします。

南会長 皆様お忙しい中、環境審議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、審議事項が1件、報告事項が1件ありまして、まず議題1は、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化についてということで、これは昨年5月、第24回の環境審議会で大阪府より諮問を受けた案件であります。非常に難しい課題でありまして、これを何とかするというためには、専門的かつ幅広い見地からご検討いただく必要がございます。そのために、専門委員を加えた検討部会を設置しまして、これまで精力的なご審議をお願いしてまいったところでございます。

先ほど部長のご挨拶にもありましたが、京都議定書が発効するのが今日の2時だそうでありまして、今まさにこの会議と軌を一にするような形で京都議定書が発効する、そういう歴史的なタイミングにぴったり合ったこの審議会となっております。今般は、部会として「中間まとめ」を取りまとめいただいたということで、この部会長をお引き受けいただいております水野委員の方から報告をお願いして、本審議会においても中間的な審議として本日皆様のご意見をいただきたい、そのように考えております。

それでは、水野先生、よろしくお願いいたします。

水野部会長 地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会の部会長を仰せつかっております水野でございます。

ただいまもご紹介がありましたように、昨年5月12日の環境審議会で受けました諮問をもとに部会を立ち上げ、今年の1月までに6回の部会で検討してまいりました。部会委員と審議内容は資料1-1の「中間まとめ」の最後のページとそれをめくったところに書いてございますが、そのメンバーで審議を行いました。

言うまでもないことですが、地球の温暖化、ヒートアイランドというのは、新しいタイプの環境問題でございます。いわゆる公害というものと違いまして、排出物を処理すること、例えば排出ガス処理装置をつけるといった専門技術に任せることとか、人任せでお金で解決するといった対応では基本的には対処ができない。我々の生活や都市のあり方、つくり方なども含んで、あらゆる活動や物を環境配慮型に変えていく、こういう全体的な対応が必要な環境問題でございます。また、汚染物を出す悪者がいるという構造ではなく、我々自身の生活や社会が問題である、こういう構造を持っております。したがって、対応策は非常に多岐にわたります。部会でもいろいろ議論したのですが、部会委員の熱心なご協力ですべて「中間まとめ」をつくることができましたので、ご報告申し上げます。

資料1-1がそれでございます。後ろの方に参考資料がついておりますが、28ページもございますので、本日は、ざっとこの資料はどういう構成になっているかということをご説明申し上げてから、制度化の具体的な内容は資料1-2、1-3で説明したい、このように考えております。

それでは、まず、資料1-1をご覧くださいと思います。

2ページをあけていただきますと、最初に「1 制度化検討の背景」がございまして、ここでは何を言っているかといいますと、現状を述べて、一番終わりの2行に書いておりますが、温暖化を緩和し、質の高い豊かなまちづくりに向けて新たな対策を早急に講じていくことが喫緊の課題となっているという位置づけをしております。

次は、「2 制度化の基本方向」という形で、先ほども申し上げましたようにヒートアイランド対策というのは非常に多岐にわたりますが、幾つか制度化すべきポイントを絞り込んでおります。そのプロセスがこの2のところに書いてございます。

現在、大阪府では、地球温暖化対策を進めるために、平成12年3月に大阪府地球温暖化対策地域推進計画を改定いたしまして取り組んでおりま

す。それから、3 ページの一番上に書いてありますように、ヒートアイランド対策に対しましては、昨年6月に大阪府ヒートアイランド対策推進計画を策定して取り組んでおります。先ほども申しましたように、この両者は極めて多岐にわたる施策が含まれております。これらの計画には目標が設定されておりまして、それを達成するために、制度化して府民にご協力いただくべき重点項目を絞り込むということが以下に書いてあります。その詳細は省略させていただきまして、4 ページをあけていただきますと、上から3分の1ぐらいのところに3つのポイントが書いてありますが、実行可能な範囲から早急に施策を打っていくということから、これらを具体的に制度化するとしております。

その1つは、事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱を削減するという施策でございます。2番目は、建築物の環境配慮を促進すること。3番目は、建築物の敷地等における緑化を促進すること。こういう3つの重点項目を絞り込んでおります。

そして、「3 制度の内容」に3つの項目の内容が書かれております。内容は、後ほど資料1-2と1-3でご説明申し上げたいと思います。今は何が書いてあるかということだけ申し上げますと、まず、3-1では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱の削減について、(1)制度化の基本的な考え方というところで、この問題がいかに重要であるかという位置づけをしております。次に、5ページの(2)制度内容で、どういう手続で制度化して施策を推進するのかということが書かれております。6ページに行きますと、どんな仕組みになっているのかといったことの記載や、この制度は対象事業者に対してご協力願うという形になっておりますが、7ページで、上から3行目ぐらいにそのほかの事業者に求める事項も条文の中に入れていかなければいけないという指摘をしております。それから、その他の対策を載せております。こういう構成になっております。

3-2は建築物の環境配慮の促進ということで、以下の構成は3-1とほぼ同じでございます。同じような流れで制度の内容が書いてありますが、この制度の網届出にかからない、すべての建築物の環境配慮義務に対する条文についても必ず入れましょうという形にしております。

10ページでは、3-3として、建築物の敷地等における緑化の促進という3本目の柱について説明がございました。

3-3が12ページの下から3分の1ぐらいまで続いておりまして、次に3-4がございます。今、3つの柱を申し上げたのですが、対象の当事者だけではなくて、あらゆる主体が協力すべき課題でございますので、各主体がどういう責務を持っているかということをごここに上げておりまして、これは確実に制度化の中に織り込んでいきたいと考えております。大阪府はこういうことをすべきなのか、13ページでは事業者や府民はどんなことをするのか、こういう構成で書かれております。

14ページに行きますと、「4 制度のあり方」がございまして、どういう制度がいいのかということですが、2行目の終わりぐらいから、府民や事業者に一定の負担を求めるものである、法的位置づけが明確な条例によるものとするのが適当であるという内容になっております。そして、最後に、今回の制度化はその取り組みの第一歩を踏み出すものであると位置づけ、今後、制度化による効果を十分に検証し、制度の内容の見直しや拡充を図ることが望ましいとしております。

15ページから16ページには留意事項が書いてありまして、部会が出されました重要な視点や注意事項をまとめております。これは、条例に明記するという位置づけではございませんが、指針の作成に当たって注意すべきこと、条例の運用に当たって注意すべきこと、他の条例との関連で注意すべきことという視点が幾つかのカテゴリーに分けて書かれております。

本文は16ページで終わっておりまして、以下は参考資料という構成になっております。

今、全体の構成と基本的な精神についてご説明申し上げましたので、次に資料1-2を見ていただきますと、今の流れを概要版という形でつくっているのがこの資料でございます。

「中間まとめの概要」というタイトルになっておりまして、最初に「制度化検討の背景」で、喫緊の課題であるという位置づけをしているポイントが3つ書いてあります。先ほどもお話がございましたが、本日、京都議定書が発効する状況である。それから、気温がこの100年間に全国平均は1度上がっているけれども、大阪市域では2.1度上昇し、真夏日や熱帯夜もここ20年で増加している。大阪府域においては、地球温暖化とヒートアイランドという2つの温暖化現象に直面している。こういう現状を簡単に3つにまとめて書いております。

「制度化の基本方向」では、先ほど申しあげました3つの方向を書いております。

先ほども説明いたしましたが、大阪府地球温暖化対策地域推進計画、大阪府ヒートアイランド対策推進計画の達成に向けて、実行可能な対策を早急に推進する観点から、次の3点に絞って検討を行いました。

1つは、事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱を削減すること。これは、地球温暖化とヒートアイランドの両方に関係してくる重要課題でございます。2002年度現在、大阪府で約69%の二酸化炭素が事業活動から排出されていて、特に業務部門と運輸部門の伸びが激しいことから、エネルギーを多量に消費する事業者を中心に、温室効果ガスの排出、排熱の削減を図る仕組みが必要であるとしております。

2つ目は、建築物の環境配慮を促進する。これも、地球温暖化とヒートアイランドの両方に絡んでくることですが、建築のあり方はこれからの社会、環境を考えるときに極めて重要でございます。例えば熱負荷量の約55%が建築物及びその敷地からの排熱や蓄熱によるものであるという事実がございます。ヒートアイランド、地球温暖化は、二酸化炭素だけではなく、少し幅広く建築物の環境配慮を促進するという枠組みで考えた方がいいだろうというのが部会での中間の結論でございます。建築物における蓄熱の防止、省エネルギー等を始めとする広範囲な環境配慮を促進する仕組みがぜひ必要であるとしております。

3つ目は、建築物の敷地等における緑化を促進する。これは、地球の温暖化という意味では少し関係が弱いんですが、主としてヒートアイランド対策の項目でございます。ヒートアイランド対策と地球温暖化は少し性格が異なりまして、地球温暖化は処理技術では全く対処できないのですが、ヒートアイランドの場合は緑の気候緩和作用を生かすことができます。緑は、蒸発散を起こして気温を下げ、そのかわり湿度が上がるわけですが、気候の緩和作用がございます。ですから、これも建築物にかかわる施策ではございますが、ヒートアイランド問題を中心として緑化を特に取り上げました。今のところ、建築物の敷地等における緑化に関して明確な規則がございませんが、現在、これを推進しようという動きがございます。そこで、これを機会に建築物の敷地等における緑化を建築主のご協力を仰いで推進した方がいいだろうということから、都市の中で大きな構成を占める

建築物の敷地等において、着実に緑化を図っていく仕組みが必要であると
しております。

この3つの施策に絞り込みまして、その次が「制度の内容」でございます。
す。

まず、一番左側の事業活動のエネルギー対策では、たくさんの方にご協
力いただくのがいいのですが、やはり一定規模以上のエネルギーを使用し
ている事業者にご協力をお願いしようということを考えております。これ
は、事業所ではなく、事業者でございます。省エネルギー法などでは事業
所が対象ですが、例えば支店を持っているところは、それもひっくるめて
ご協力を願いたい。その線引きでございますが、燃料と電気を合わせて原
油換算が 1,500kℓ/年のエネルギー消費を行っている事業所を持つ事業者
が対象ということでございます。それから、省エネ法の対象となる運輸及
び旅客事業者のうち、府域で一定規模以上の事業活動がある者。これは、
一定規模以上としていて、例えばNO_x・PM法との関連でこういうもの
は定める方がいいだろうという方向性だけ出して、明確な線はここではま
だ引けておりません。もう一つは、24時間営業を常態とする事業者で、か
つ燃料と電気を合わせて原油換算 1,500kℓ/年以上消費している事業者、
例えばどういものがあるかというのは完全には精査はできておりませ
んが、ある一部のコンビニが該当するだろうということで、そういうもの
にもご協力願いたい。このあたりが一つの特徴でございます。

手続は、まず、府が温暖化対策指針を作成して削減のガイドライン等を
提示する。できるだけ負担のないように、そういうガイドラインをつくら
せて、それに従って計画を立てていくということで、事業者はガイドライン
に従いまして対策計画書を届出するという形になっております。それか
ら、事業者は温室効果ガス等の削減実績を毎年府に提出するよう義務づけ
ることとしております。そして、府は届出内容を公表する。そういう形
で、できるだけ府民に情報を伝達する。これは上記の3つに対して共通の
方向でございます。

実効性の確保としては、対策計画書とか実績報告書の届出がない場合
には、勧告をして、それに従っていただけないときは必要な手続をして氏
名を公表することとしております。

次に、真ん中の欄に行きますが、建築物の環境配慮という形で、対象

は、これも一定規模以上の新增改築される建築物、延べ床面積 2,000から 5,000㎡を超えるものを概略のラインとして考えております。このあたりはパブリックコメントや他の法規とにらみ合わせてこれから定めていくことになりますが、現状ではこれぐらい以上のところが妥当であろうという形になっております。

手続は、これも府が建築物の環境配慮に関する指針をつくって府民に示して、建築主は環境計画書とそれに従った工事完了報告書を届出する。環境配慮をどのように評価していくかということですが、CASBEEという総合的な建築物の環境性を評価する手法が最近開発されまして、こういうものができてきたというのがここまでぜひ踏み込みたいと考えた一つの背景でございます。そして、府は計画内容や評価結果を公表する。それから、優良建築物に対する顕彰等も想定しておりまして、これは部会でのほぼ一致した意見でございました。罰則という形ではなくて、優良物件を顕彰していくというプラス志向の精神がいいのではないかとということで、これは一貫している方針でございます。

実効性の確保は、先ほどと同じような形でございます。

それから、一番右側でございますが、建築物の敷地等における緑化につきましても、対象は一定規模以上の新增改築される建築物の敷地等という形で、敷地面積は 1,000㎡以上を想定しております。

手続は、このところでガイドラインをつくるというよりは、別に府で緑化のガイドラインが用意されております。例えば、緑化についてできるだけいい質のものを高く評価していくというのが現在つくられていると聞いております。ですから、そういうものに従って、建築主に対して敷地面積の3から5%の緑化を義務化することを考えております。そして、これもすぐれた緑化に対する顕彰制度を想定しております。

実効性の確保も、先ほどとほぼ同じようなことでございます。

こういう制度内容を現在考えておりまして、「制度のあり方」としては、条例によるものがいだろうという結論にしております。

資料1-3は、今言ったことをもう少し時系列的に、各主体が何をするのか、事業主、大阪府の役割、報告とかいろいろな施策での働きかけ、そういうものを矢印をつけて書いております。

以上が部会で検討いたしました中間まとめでございます。よろしくご審

議のほど、お願いいたします。

南会長 どうもありがとうございました。ただいま部会での詳細な検討結果の概要をご報告いただきました。本日は、先ほど申し上げましたように用意している審議事項はこの1件ということで、委員の先生方の忌憚のないご意見をいただいて、よりよいものにしていくように考えておりますので、いろんな点からご意見をいただければと思います。少し時間をいただくように考えております。いかがでございますでしょうか。

關委員（西山） 關大阪市長の代理で出席しております大阪市都市環境局の西山と申します。よろしくお願いいたします。

大阪市におきましても、ヒートアイランド対策を推進することの重要性については十分認識をしております。既に関係部局が協力して緑化や保水性舗装を初めとする各種の対策を実施しております。特に、今回報告されました建築物の緑化、あるいは建築物の環境配慮につきましては、既に大阪市の建築部局等において取り組みを実施しております。一定の成果を上げておりますので、この場をおかりして少し報告させていただきたいと考えております。

まず、建築物の緑化についてでございますが、大阪市では、平成4年10月から、建築物に附属します緑化指導指針というものをつくりまして、これに基づいて、敷地面積が500㎡以上の民間の建築物の計画について敷地面積の3%以上の緑地を確保するように指導しております。さらに、平成14年6月からは、屋上の緑化や壁面緑化につきましても、その面積の50%をこの緑化の面積に算入するという形で、少しでも緑地がふえるように誘導してまいりました。また、平成14年5月からは、総合設計制度の適用を受ける建築物で屋上緑化を行うものにつきましては、一般的な公開空地の整備により得られます割り増しの容積率に加えまして、屋上緑化面積の20%を有効な公開空地面積に算入して割り増しの容積率を引き上げます、いわゆる屋上緑化容積ボーナス制度というものを実施しております。これらの制度によりまして、大阪市内の民間の建築物によって毎年4ha程度の緑地が生み出されているところでございます。

なお、先般施行されました都市緑地法では、市町村によります緑化地区の指定制度も創設されておりますので、本市の現行の制度との整合性につきまして、私どもとしては今後検討していく予定でございます。

次に、建築物の環境配慮を促進する制度についてでございますが、大阪市では、昨年5月に、大阪市建築物総合環境評価制度を「CASBEE大阪」ということで要綱として創設いたしまして、10月から実施をしております。この制度につきましては、建築主の方の環境に対する自主的な取り組みを促進いたしまして、快適で環境に配慮した建築物の誘導を図るというものでございます。

建築主は、大阪市が定めました具体的な基準に基づき、新築します建築物についての総合的な評価を行いまして、その結果を記載しました計画書を大阪市に届出ます。そして、大阪市は、その計画書の概要をホームページ等で公表しているところでございます。また、建築主がこの数値化されました総合評価を行います際に、評価を行いやすいように、CASBEE大阪評価ソフトという形でホームページからダウンロードできるサービスも提供しているところでございます。さらに、容積の割り増し等を行う総合設計制度等を適用する建築物につきましては、この制度による格付が5段階ございますが、その3段階以上であるということを許可の要件といたしまして、快適で環境に配慮した建築物の建設を促進することとしております。

これまで、既にホームページで9件の結果を公表しておりまして、今月末にもさらに9件を公表する予定で、本制度は現在、順調に運用されております。

以上、大阪市におきます建築物に関する施策の内容をご報告させていただきました。特に、事務局にこのことにつきましてお答えいただく必要はございませんけれども、大阪府におきますヒートアイランド対策、あるいは地球温暖化対策の制度化に当たりましては、先行しております本市の状況を十分ご勘案いただきまして、二重行政にならないなど十分調整配慮をしていただくようお願い申し上げたいと思います。

南会長 ありがとうございます。本審議会の構成メンバーとしては、学識経験者、府議会議員、さらに市町村長に加わっていただいております。市町村長としては、大阪市長、富田林市長、豊能町長の3名の方にメンバーに加わっていただいております。ただいまのご発言は大阪市の關市長に代わってご出席いただいている西山課長からの大阪市における取り組みの概要のご説明ということで、特に大阪府の中での大阪市の位置づけは非常に

重要と考えておりますし、その点で大阪市を始めとする市町村と大阪府とが連携を強固にしてこういう対策をより効果的にしていくことが強く求められると思います。今の大阪市からのご報告は、事務局に対して、あるいは大阪府に対して何かを求めるところまではなかったと思いますが、今のようなご発言を配慮しながら今後進めていく必要があると思います。

ただいまの大阪市のご報告に対して、事務局の方から何らかのご発言がございますでしょうか。ただいまの西山課長のご発言は、大阪市の取り組みに対して大阪府とより強く連携していく必要がある、そういうご提言と受けとめてよろしゅうございますでしょうか。

關委員（西山） できる限り二重行政等にならないようにということで。

南会長 できるだけ大阪市と大阪府とが連携をとりながらより効果的に進めていく必要がある、そういうご提言と受けとめて、今後、事務局としても十分連携を強めていっていただくようお願いするというところでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

水野部会長 部会の中でもその意見は十分出ておりまして、留意すべき事項の中に書いてあると思います。緑化にしても、ここでつくる規則が既にほかで規則をつくっておられるところを縛ってはいけなないと。ですから、緑化に関しては、最大公約数的といいますか、最低レベルといいますか、そういうレベルを設定しよう、さらにその上積みは是非していただきたいという思想でございます。

南会長 ただいまの問題は、昨年、第26回環境審議会でパワーポイントを使いながらご説明いただいたときにも、大阪市が大阪府の中でヒートアイランドにしても重要な位置を占めることが明確になっておりましたので、今後、今まさにご発言いただいたような形で、大阪府と市が連携を強めながらより効果あるものにしていっていただきたいと強く願う次第でございます。よろしくお祈りします。

奥村委員 府議会議員で共産党の奥村と申します。今、大阪市さんのご発言を聞きまして、もっともと思いますが、今度府で制度化しようとしているものと、どのような関係になっているのでしょうか。例えば、箕面なんかで緑被率を既に厳しくしているということが具体的にあり、それを下げるのではなく、高いままで維持できるような制度が必要と考えます。大阪市

が今おやりになっているのが、府の検討中のこの制度よりも上に行くもので、3つの課題を進めていく上で、よりレベルが上がるということであれば、特段の配慮という点は、先ほど水野部会長がおっしゃられた留意事項のとおりとなるのでしょうか。実際に大阪市さんがやっていることをそのまま府に拡大することが、どういうことになるのか。

そういうことは当然吟味をされていると思いますし、二重行政を避けるというのは当然ですけれども、大阪の中でのヒートアイランドの問題などでは大阪市街部が一番のかぎになっていますから、やっぱりそこは大阪府の施策で、条例でよりカバーできて、もっと施策が進んでいくことになっていかないといけないと思いますので、評価をお聞かせくださいとは申し上げませんが、その点はどうか。大阪市さんの立場では、いろんな取り組みをやっているから、特段の配慮を、二重行政にならないようにということですが、やっぱり府として条例で全体にしっかり網をかぶせて引き上げていくことが大事だと思いますので、その点、現状の取り組みはどうかかなと思うんです。

南会長 ただいまの奥村委員のご発言については、まさに行政区としての大阪府全体のこの条例制定、そしてこれを効果あるものにするためのキーポイントの一つのまちは大阪市だろうと思いますので、大阪市が西山課長のご発言のように実行していければ、これは必ず効果が現れていくものと思います。今の奥村委員のご発言は、一方でそのことを大阪市もともかく確実に実行していただきたいという、そういうご要望のご意見と受けとめますが、それでよろしゅうございますか。今、奥村委員のご発言に対して、西山課長の方から即答で具体的な回答ができるという問題でなさそうに私は受けとめました。その点はそのような位置づけでよろしゅうございますか。

奥村委員 その点は、検討の中で評価もしてやっていただいているわけですね。

水野部会長 市との関係ですね。例えば先ほどの緑被率にしても、3から5%という数字で、この辺はパブリックコメントも含めて、例えば大阪市の状況とかいろいろ勘案して現在は幅を持っておりまして、先ほど具体的に、今の問題だと500㎡以上、3%という数字を言われましたので、それと比べると、これは3から5%という形で少し上に行く、そんな位置づけ

でよろしいですね。ですから、そこらあたりは、大阪市は非常に大事で
ございますので、よく連携をとって、数値的な整合性を考えて条例化しま
しょうと、そういう思想でございます。

辻本委員 今のご意見と一緒になんですが、地域地域でもとの環境が違います
よね、持っている緑のポテンシャルが。大阪市のように本当にきついもの
でやらなきゃいけないところと、まだ余裕のあるところとありますよね。
全体にいい方向に行こうというのはあるんですけども、その中で、やっ
ぱりどのランクがというのを、府全体でどこの市がどんなんだというのが
基本的につくられている方がいいんじゃないですか。

というのは、今は一律にどこもこうしましょうという話ですけども、
目指すところが最高のものであるならば、まだつくっていらっしゃらない
ところには、これぐらいは目指していただかなきゃいけないですよという
のを、先行してやるならばつくるべきですし、そういうものがなしで最低
限だけ守りましょうというよりは、最後の数値的なものは最低でもいいん
ですが、数値というのが一つ一つの地域に合わせたものにしないとおかし
いんじゃないか。大阪市にとってはそのことはやらなきゃいけない、しか
し緑豊かなところは、やらなきゃいけないけれども、そんなことまでしち
ゃうと何も生まれえないみたいな地域もありますね。まあ例えば田舎の地域
の中でやっていくときに、同じ条件にするのはどうか。大阪府のは緩いの
でそんな問題はないかわからないですけども、だから、地域ごとに、こ
の地域はどうというような検討までされたかどうかということです。

増田委員 私も委員として入って入って、緑化に関して今出ている話でい
いますと、例えば11ページに出ていますように、大阪府下の28の市町村が
指針、要綱で指導行政を行っているわけです。これには大阪市も入ってい
ます。残る7市町では、緑化指導を行う制度を持っていないというのが現
状です。ここで述べているのは、市町村による特色ある緑化政策の展開に
対して足を引っ張らないように、かつ推進できるようにということを趣旨
として書いています。

その中で、特に留意事項の16ページを見ていただきますと、緑化に関し
ては、地域地域の現状によって大きく異なりますので、市町村の特性を最
大限留意しながら進めていく必要があるということで、2つ目の項目に
書かれていますように、府は、市町村独自の特色ある条例の制定や、都市

緑地保全法が緑化地域の指定などで少し強化されましたので、これと積極的に協力をしていかなければいけない。それともう一つは、4つ目のところにありますように、緑化行政の中では緑の基本計画、広域緑地計画が長期的戦略としてございますが、大阪府の広域緑地計画はつくってから時間がたつものですから、それを見直す必要性があるとか、市町村の策定する緑の基本計画との連携をきっちりと図っていくようにする。こういうことに制度化に当たっては留意していただきたいと考えているというのが、部会からの今の質問に対するお答えになるのではないかと思います。

南会長 よろしゅうございますか。今の辻本委員のご指摘、気持ちの上でそのとおりだと思っておりますが、一方でいえば、ある規模のものについては、冒頭に水野部会長からのご説明にありましたように、温暖化の発生源というのは我々すべての人間がかかわっているけれども、ヒートアイランドの方は、パワーポイントで示されたように市街地域に非常に赤いところが多かったのも、その意味では、大阪市の方で先行的に取り組んでいただいて、効果が出れば大阪府としては非常に推進できると思えますし、したがって、地域によるアセスメントを規定するというより、やはり広域でやっていくことも必要ではないかと……

辻本委員 私が言ったのは、広域でやるのがどうということじゃなくて、今、増田先生がお答えになったように、それぞれの地域の緑のあり方を見ていったときに、地域性がいろいろありますから、同じ尺度で見ていくのではだめだということです。

さらに、これは大阪府広域緑地計画の中に入って行くのかどうかわかりませんが、ある意味では、市とお話しされるときに、ベースとして大阪府自身が、ここなら500㎡でも何%やってもらわなきゃいけないけれども、ここだったらそこまでしなくてもいいよというデータをお持ちになりながらお話し合いしないといけない。だから、余裕があってもきつくやろうと頑張られるところもあれば、余裕がないのにちょっと……というところがあるので、それならばもっと頑張ってもらわないと困りますよということと言えるようなちゃんとした、マップになるのかどうか知りませんが、そういうものをご検討いただきましたかということをお話ししたんです。それは、何となくこれから検討されるということで理解しましたので。

井田委員 ちょっと教えてほしいんです。というのは、環境問題というの

は、多面的に、複眼で物を見て解決していかなきゃいけないという気分が私にはどうしても抜けません。それで、都会におけるヒートアイランド現象を「地球温暖化・」として並べられたこと。あるいは、ヒートアイランドというのは、炭酸ガスの問題とかもありますけれども、事業所とか人間からも発生している熱を抑えることが必要かと思うんです。

ちょっと何を言っているかわからないと思うので、具体的に申し上げますと、今日のプリントでご説明を聞いていて、ヒートアイランド現象でもものすごくクローズアップされているのが屋上緑化とか事業所のところを緑化するというので、緑化するのはいいんですが、都会における緑化、あるいは高層ビル、事業所の敷地の緑化、屋上緑化などは、森林と違って枯死率がすごく高い。あるいは、緑化していただいたいということで草本を植えられると、1～2年で枯れちゃうような単年生のものたちも相当植わってくる。もちろん多年生のもも植えられるわけですが、そうすると、最初に聞きたいのは、それらの枯れたものたちをどう処理するか。

枯れたものたちをどこかで焼却処分したら、炭酸ガスの発生にもつながっていくということがあります。都会での維持というのは大変でして、灌水は水をポンプアップしてやらないといけないとか、都心における緑化面積を増やすことの中には、いろんなところでエネルギーをたくさん使って緑を維持管理するという問題が出てきます。そして、成長した後の枯れ物、あるいは成長の途上で枯れたものたちの始末をどうするかということでも、焼却処分をするとかなり問題が出てきます。だから、緑化によって出てくる効果をうたうときには、必ず今言ったようなことを差し引きするという配慮もしてほしいと思うわけです。よろしく願いしておきます。

それから、私は素人でわかりませんが、最近のテレビなどを見ていますと、高層ビルの壁面緑化というよりも、発電システムを壁面に取りつけるという方法もあります。また、この会議でもちらっと聞いたことがあると思うんですが、川の水をビルの中に取り込んで暖房や冷房に使って、水循環させてまた川に流していくという形もあったと思います。私の知っている人の中には、太陽光は一年を通じた有効資源だという考え方に立って、また、建築物もできているようですが、屋根とかに、あるいは住宅の中に水循環をさせて、燃料をほとんど使わなくて済むようなことをやっておら

れる方たちもあるやに聞いています。このようなことは、事業所であれば、当初は少々経費がかかってもできるのではないかと思いますので、温暖化あるいはヒートアイランド現象は本当に速やかに抑えていただきたいと思うのですが、そのときにはそういうことも入れてほしい。

高層ビルの壁面をほったらかすと、それこそ大阪大学のレポートにありますように発熱体になってしまうわけで、太陽光が地面からも出ている、上からと下からと太陽が2つ出ているという形でテレビ放映されていたので、高層ビルの壁面に対してどう扱うのがいいのか、その辺に配慮したガイドラインも出してもらえたらうれしいと思います。

水野部会長 いろいろご質問があったんですが、最初の緑化は、地球温暖化とは余り関係がない。緑が生えるというのは、二酸化炭素を固定するんですが、結局それはずっと増え続けないと固定しませんので、枯れて燃やせば元に戻る。差し引きゼロになります。ですから、都市緑化を進めていくことと地球温暖化とは余り関係がない。全然プラスにならないとは言いませんが、ほとんど意味がない。

井田委員 むしろいやし系ですよ。

水野部会長 先ほどもご説明のときに緑化については言いましたが、そういうことでございます。

井田委員 でも、資料1-3とかを見ていったら、オールマイティーのように見えてくる。

水野部会長 これはヒートアイランド対策ということで、それはご理解賜りたいと思います。

それから、後の方について、河川水を利用したり、太陽光発電をしたり、壁面の工夫をする、例えば最近壁を濡らしたらどうかとか、いろんな手段がございますが、これは建築物の環境配慮というところで、C A S B E Eの中に、例えば河川水を利用したシステムを使うとポイントが上がるという、かなりいろんなことが入っております。ですから、そういうものを見ながら、画一的ではなくて、皆さんに場所場所に応じた技術をいろいろ工夫して適用していただくというような、この枠組みの中ではそういうことをちゃんと評価しようというのは入っております。その点、ご理解賜りたいと思います。

原田委員 資料1-1の11ページから12ページに、緑化計画書の届出について

て書かれています。建築主云々があるんですが、これは、このごろのことですから、持ち主がかわった場合にどうするのか、その辺のことを教えてほしいんです。といいますのは、これを読んでおりますと、建てるときは相当厳しいことが書いてあります。勧告に従わない場合はとか、虚偽の報告があった場合には云々と書いてあるんですが、持ち主がかわったときに、先ほども出ていました維持管理をきちりしない場合について余り触れておられないように思います。例えば、監督官庁の指導に従ってマンションをつくりました、それには規制緩和もいろいろあって、もうちょっと容積率を認めてあげましょうかということも勘案していただいて建物は建った、ところが、建てたところが何らかの理由でその建物を売ったり、あるいは倒産して違うところが引き取ったりした後の維持管理をどうしていくのか、どう監督していくのかということについて、何かありましたら、教えていただきたいんです。

南会長 本日の環境審議会は、環境農林だけではなくて、非常に広域にディスカッションすること、今の原田委員のようなご質問も幾つか想定しておりますして、C A S B E E関係もあって、建築企画課からもご出席いただいておりますが、そのあたり、事務局の方、今の問題についてご回答をお願いします。

事務局（大江課長） 緑整備室です。原田委員ご指摘のように、維持管理が非常に大事だと思っております。この条例では、建築物の新增改築のときをとらまえて緑化を義務づけるということでございますが、私どもとしては、その際に、維持管理の方法についてもきちんとマニュアルをつくりまして、そのマニュアルにのっとりして緑を整備していただいた後、維持管理をしていただくようにしたいと思っております。

それから、持ち主がさまざまな理由でかわっていくということが特に大阪では非常に多いわけで、私どもも課題と認識しております。また部会のご意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

南会長 緑の推進に関しては大分進んでいます、今の原田委員のご質問の骨子の部分はどうもまだのようで……

原田委員 それで結構なんですけれども、なぜこんなことを言い出すかといいましたら、例えばゴルフ場の開発で、木をこれだけ植えなさいよと指導されるわけですね、ところが現実には、ゴルフ場ができてしまったら、後は

ほったらかしですよ。監督官庁は、見に行きもしないし、もうちょっと整備しなさいよという勧告も行わない。初めはいいんですけれども、将来にわたってのことにも、やはり決めた以上は責任を持って臨んでいただきたいというのが私の発言の趣旨なので、これ以上答えは求めませんが、どうぞよろしくをお願いします。

朝日委員 維持管理の問題についてですが、実は昨日、他の会議がございましたときに、都市公団から独立行政法人になって名前が変わりました都市再生機構では維持管理をやってはいけないことになっていると。開発はする、造成はする、しかしそれは全部売って借金を返さなきゃいけないというふうに法律で決まっているそうです。だから、昨日の会合では、維持管理の問題が大分出たわけですけれども、責任は持てませんというはっきりとしたお返事だったんです。幸いか不幸か、昨日のは大阪府下ではなくお隣でしたが、はっきりそういうお返事をされました。ちょっとご報告まで。

南会長 しかしながら、気持ちとしては、原田委員のご指摘の部分、そういう状況であれば余計に問題が大きいなと感じますね。その辺は、この審議会で解決できるような簡単な問題ではなさそうな、日本の行政のあり方そのものの問題点のような感じもしないでもないですが。

増田委員 相手は植物という生命体ですので、後にいかに保育管理するかということが非常に大事ですが、植栽基盤なりの初期の整備によって枯死率が全然違うわけです。極端なことを言うと、根群の環境を余り意識せずに今までいろんなところで緑化したことによって、枯死が非常に多くなっている。したがって、もともと植物は根っこの部分の環境をどう整えておくかということが非常に大事なものですから、ガイドラインなり緑化指針をつくられるときに、地べたから出ている上の姿だけではなくて、根群の環境をどうつくっておくかということをしつかりと指針の中にぜひ入れていただければ、今言う枯死の問題、維持管理の問題はかなり解決できる部分もある。おっしゃったように建物の持ち主がかわったり、転売されたりというところまではまだ部会では議論していませんけれども、植物というのはそういうものなんです。だから、ややもすると地べたから出ている幹から上だけしか皆さんは見ないんですけれども、根っこの環境の部分のことをぜひ指針をつくるときには入れていただきたいと思っています。

南会長 今の問題は、部会での今後の検討とさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

辻本委員 今後のお願いですが、条例で物を決めるだけでは環境のことは変わっていかないので、先ほどの管理の話も、教育というか、基本的にいえば知識がなかったら緑のことだけしていればいいのかということになりますから、大阪府の方では、条例をつくると同時に、そういう環境教育もする。

それから、多くの企業で今、既に循環型の工場を建てたりして、そういうことをやっている会社は、社員が管理をやられて、それをアピールしていますね。三田の方のキリンなんかはそうですが、それ的なものをおたくはつくられますかというか、社員が参加してそれをやるというものも評価の中に入れていただけたらと思います。お金を使ってやれる企業と、努力で頑張る事業所があると思うんですよ。だから、お金のあるところだけがいいのじゃなくて、努力したり社員がきっちりやっているところも評価がもらえるような、やっていくという意味があるところが評価がもらえるようなシステムになっている方がいいんじゃないか。

そういうこととあわせて、教育。この中では事業所とか大きなところの話ばかりなんですけれども、根本は、一番大切なのは、どちらかといえば子供の教育から始めることだと私は思います。ですから、ベースでは、ここでは関係ないかもわかりませんが、大阪府として確実に子供や家庭の環境教育をどのように進めるかということと同じように考えていただきたいと思っております。

南会長 今の辻本委員のご発言は、要望として受けとめたらと思っておりますが。

水野部会長 マネージメントシステムを進めるとか、教育というのは部会でも強い意見が出まして、中にキーワードとして取り込んでおります。今言われたことは非常に大事だと思います。条文化するときにはどのように書くかが問題だと思いますが、そこら辺も部会で出ておりましたので、十分勘案してこれから審議してまいりたいと考えております。

桑野委員 今回は対象になっていないんですけれども、既存の建物についてもできる限り緑化を推進するような、義務でなくても推奨するとか、あるいはそういうことを計画したときに何らかの形で費用を支援する、有利な

融資をするとか、そういったことも考えられないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

水野部会長 3つの柱で具体的にご協力を願う対象者がございますが、維持とかいろんな問題で、今言われました既存のところが非常に大事だということも認識しております。ただ、それは一般的に、その他の事業者もそういう環境配慮をしないといけないよということを明確にうたう、とりあえず現状はそういう形で取り上げております。そういうのにも具体的に補助がついたりできれば私もありがたいと思うんですが、現状はそういう形で、書くと書かないとでは随分違うと思いますので、一応文章の中に確実に書くことにしております。

奥村委員 基本的な意見を申し上げたいんですが、地球温暖化問題というのはあらゆる人間の活動が原因となっているというふうにこの中でも記述されていて、もちろん個人や家庭の努力も本当に大事だと思います。ただ、排出量の8割が企業とか公共部門から出ていることから、その削減が何よりも大事だということはこの問題の基本として押さえることが大事だと思っています。だから、我が国の生産活動とか経済の構造などを視野に入れた、先ほどもおっしゃっていましたように全体的な、包括的な取り組みが必要だと私も考えています。今回、条例化をして3つの点で進めていくのは大事なことだと思いますが、基本的なそういう捉え方も本当に大事だと思っています。

それから、素人で当たっていないのかもわからないんですが、この制度で、先ほど述べられたような本府の計画の目標とのかかわりで、具体的にこういう手を打っていくことがその目標にどう近づいていくのかということ、もちろんこれからどんな開発がされるかわからない、そういう目標を持って開発を進めていくわけではないですけども、1990年度から9%削減するという大阪府の計画があって、それらの施策をやっていくことによってどこまでどう持っていくのかという目標とのリンクというのですか、そういうものは考えることができないのか、やっぱり考える必要があるのではないかと思います。その点では、実効性ある措置をどのようにとっていくかということについては、今の提案の中にも推奨すとか、実態を公表すとかいろいろありますけれども、このように実効性を確保していったら、大阪府の計画達成に向けてこんなふうにアプローチしていくんだ

という、そういう方向性が明確に出せないか、その必要性があるんじゃないかと思っています。

事業活動の部分についても、努力義務として、事業者に求める項目の中で省エネルギー製品のことが書かれていますけれども、そういう商品の省エネ指針などもつくって事業者の省エネ商品の開発を促進するとか、また府民の利用を促進させる、こういう制度も別な観点で要るのではないかと思います。

温暖化については、今度3つ出されまして、先ほど緑化の問題は温暖化問題とは別だということをおっしゃっていましたが、温暖化対策という点では、自動車の総量規制とか、どうやってもっと水面の確保をしていくとか、そんな別の制度も必要ではないかと思います。この3つの点については大事なことだと思いますけれども、もっとその辺では大阪府政全体の中での課題として考えていく必要があるのではないかと思います。

いずれにしても、条例づくりはこれからということですし、ガイドラインもこれからということですから、パブリックコメントなどでたくさんの意見をお聞きいただけるそうですが、積極的に取り組んでいるいろんな団体や市民の皆さんの意見もよく聞いていただいて、ぜひ実効性のある内容を講じていただきますようお願いをしておきたいと思います。

南会長 ただいまの奥村委員のご発言は、これを制度化するに当たって、より実効性の高まるような、例えばロードマップにしてもそういうものの配慮を考えてよりよいものにしていただきたいというご要望として受けとめさせていただきますよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

熊井委員 今、ヒートアイランド対策が幾つか出されていて、これはもちろんそういう法制化というか、条例化というか、それに合った対策をいろいろとお考えいただいて進められていくようなんですが、これ以外にも新しいやり方みたいなものがいずれ出てくるんじゃないかと思うんです。

今、大阪市立大学の理学研究科の中川先生のところでは、一石二鳥というんですかね、地盤沈下をとめるために揚水を禁止したことから浅いところの地下水がどんどん戻ってきてしまっていて、例えばこの間の神戸の地震のときなんかでも多くの場所で液状化したということで、何とかその地下水を逆に減らしておかなきゃいけないようになって、ヒートアイランド

現象を緩和するためにも、その地下水を揚げて、道路とかそういうところにまいて、地下水というのは温度が一定で夏なんかは低いですから、その熱効率でもって緩和しようということを大阪市立大学の独自の研究費を使ってやっているんです。これは、ちょうど北陸でやっている融雪のために地下水を使うというのと同じです。

大阪市の方には多分その報告が行っているんじゃないかと思うんですが、そういう新しいやり方が今後出てくると思います。ですから、先ほどもちょっと話が出ましたが、そういうものを取り入れたところを褒賞していくというような、新しい対策に関しての受け入れというんですか、そういうものを最後のところにちょっと入れておいていただくと励みになると思うんです。

南会長 ありがとうございます。ただいまの熊井委員のご発言の部分は、部会の方でご検討いただくようにというご要望の感じがいたしますが、部会の方ではいかがでしょうか。

水野部会長 ヒートアイランド対策推進計画の中には非常に幅の広い概念が入っております、今回の条例とは別に、恐らくその他の施策は府でどんどん推進されていくものと私は思っておりますので、その中で評価をして、いいものであれば表彰なりをぜひ進めていただきたいと思います。私もそれは賛成で、今回の条例とは必ずしも直結しないと理解しておりますが。

南会長 今回の条例化、制度化に直接盛り込むというような、非常に新しいそういう研究領域の拡大というのはいきなりの制度化あるいは条例化にはなじまないと思いますが、今のようなことは行政の方で今後積極的に生かしていただければいいかと存じます。

事務局（大槻副理事） 環境管理課長の大槻でございます。先ほど言われました新しい技術開発等につきましては、今、企業と一緒に府としても積極的に研究に取り組もうとしておりまして、そういう制度ができればいいと考えております。ヒートアイランド対策の技術につきましては、日々どんどん新しいものが出てくるという理解をいたしておりますので、我々としても注目をしながら、できるだけいいものを取り入れていくという方向で検討していきたいと思っております。

南会長 予定した時間になりまして、相当有益なご意見をいただいておりますので、今回の中間まとめに関しましては、この辺で皆さんのご意見を

いただいたということにして、今後、検討部会の方でさらに今日のご意見を参考にしながら最終まとめに取りかかっていたいただきたい、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

どうもご協力ありがとうございました。今いただいたいろんなご意見については、最初に水野部会長からご説明いただいた方向で今日のご意見も参考にしながら進めていただくという、そういう認識でご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、その方向で部会長、今後よろしくお願いいたします。

水野部会長 ありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、すべて部会で報告いたしまして、審議を続けてまいりたいと思っております。また、部会の最終報告をまとめる前に、広く府民の意見を聞く必要があると思いますので、部会としてパブリックコメントの形で意見を聴取したいと考えております。よろしくご了解のほど、お願いいたします。

南会長 そのあたりについて、事務局の方から今後のスケジュールのご説明をよろしくお願いします。

事務局(大槻副理事) 今後のスケジュールにつきまして、簡単にご説明申し上げます。

地球温暖化・ヒートアイランド対策につきましては、できる限り早く制度化を進めたいと考えておりました、パブリックコメントの後、部会審議を進めていただき、5月中旬には環境審議会から答申をいただければと考えております。その後、条例の草案の策定に取りかかりまして、今年9月の定例府議会に条例案を提出したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

南会長 ただいま大槻副理事からご説明のありましたように、パブリックコメントの後、5月中旬には答申を出し、9月の定例府議会でご審議いただく、そういうスケジュールということでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の2、報告事項に移らせていただきます。

温泉部会における決議事項報告ということで、これは熊井部会長の方か

らよろしく申し上げます。

熊井部会長 温泉部会の部会長を仰せつかっている熊井です。一昨日、部会がありまして、そこで協議した内容、決議事項を報告させていただきます。

ご存じと思いますが、この部会は、温泉掘削に関してと、掘削し終わった井戸に、あるいは自然に湧出してくる温泉等を利用するためにポンプを設置する申請に対して、府知事が許可するわけですが、その前に我々の方で審査をして答申の原案をつくっていくというのが任務です。従来、温泉の掘削とか動力申請は、申請された段階で府の担当の事務局の皆さんがかなりそれについて面倒を見まして、温泉法とかそのほかの法律に従って、申請された方に、部会が始まる前にこのところはこういうことがあるからこのようにした方がいいんじゃないですかというような注意等をされているんですが、今回、それを逸脱したといえますか、予期しなかった事態が出ました。私、温泉審議会のときからずっと委員をやっています、私に加わって以降、10年近くこういうことはなかったんですが、不許可という事例が4件出てきました。

この中身が報告書に出ておりますが、一昨日の協議では掘削の申請が7件、ポンプを設置していいですかという申請が8件ありまして、問題は掘削申請の方です。以前から大阪の地下から温泉が出るというのは周知の事実になっておりまして、1,000m前後のところから温泉がわき出てきます。これは、量は違いますが、どこで掘っても大体出てきます。そこで、余り密に掘削して温泉を揚げてしまいまして、井戸相互に干渉し合ってお互いに十分なお湯がとれなくなる危険性があるものですから、以前、そういうことが起こらないように、井戸の間隔をある程度とって、お互いに800m以上離れたところで掘りましょうというように温泉部会で決めているわけですが、今回は、その800m以内のところと同時に2つの事業主体から申請が出てきました。それが2カ所、つまり4つの井戸がこれに関連してきました。

これは、別紙の3ページ、4ページにありますように、一組は東大阪から、もう一組は堺市の三原台ですが、両方とも近いので、このままだと同じところからお湯をとることになるから、お互いに話し合って、別のところからとるとか、あるいは距離を離してということを経理局の方で指導さ

れました。ところが、どうしても変えられないというので、不許可になることを覚悟の上で温泉部会に出してこられました。そうなりますと、こちらでは特別にこれを許可するわけにはいきませんので、今回初めて、しかも同時に2組の4ヵ所について不許可という答申になってしまったわけです。

その辺のことをご説明して、今回はちょっと特別だということを皆さんにご了解いただきたいと思います。

以上です。

南会長 どうもありがとうございます。不許可という事態は今まで長い熊井先生の委員経歴の中でもなかったというお話がございましたが、800m以上離れていないと許可にならないという物理的な問題があるところにたまたま同時に出てしまって、双方譲らないからどちらも許可することができない、行政指導も届かなかったということで、4件について不許可としたという、これは温泉部会としてのご報告でございます。したがって、これはここでの審議ということではございませんが、何かご質問なりご意見がございますでしょうか。

状況がわかった上で譲らなかったというのは、そういう意気込みで申請されたのだらうと思いますが、やむを得ない措置ということでございます。よろしゅうございますでしょうか。ただいまのはご報告をお聞きしたということにさせていただきます。熊井部会長、どうもありがとうございました。

それでは、本日予定した議題は以上でございますが、せっかくの機会でございます。何かほかにご発言なり、ご質問、ご意見がございましたら承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、進行を事務局の方にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

司会（山本補佐） ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、酒井環境政策監からご挨拶申し上げます。

酒井環境政策監 環境政策監の酒井でございます。

本日は、地球温暖化、ヒートアイランド対策の制度化検討部会中間取りまとめにつきまして、長時間にわたりましてご審議いただき、誠にありが

とうございました。

開会の挨拶で部長が申しあげましたように、地球温暖化・ヒートアイランド対策は喫緊の課題となっておりますことから、本日いただきましたご意見は速やかな制度化に向けた検討に反映をしてみたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いを申しあげまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

南会長 どうもありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。

司会（山本補佐） それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時35分